**産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処分業の許可申請に伴う添付書類**

**※必ず循環社会推進課ＨＰで申請様式をダウンロードして利用してください。**

**※申請書の一番上に本チェック表を添えて提出してください。**

申請の種類：普通・特管

新規・更新・変更（許可有効期限　　　年　　月　　日）

許可番号　（　　　　　　　　　　　　　）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 確　　　認　　　事　　　項 | ﾁｪｯｸ欄 | |
| 事業者 | 県 |
| １ | 申請の種類に誤りがないか。 |  |  |
| ２ | 申請の種類と申請手数料が一致しているか。  必要な申請手数料について、熊本県収入証紙が貼付されているか。  ※申請手数料は、「産業廃棄物処分業許可申請の手続き方法について」を参照。 |  |  |

※許可申請に必要な手数料分の熊本県収入証紙を様式第３面（裏面でも可）に貼ってください。また、貼る際は、収入証紙の上下左右の間隔を空けてください。

※手数料額確認者（県確認用）

|  |  |
| --- | --- |
| (主査) | (副査等) |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 添　　　付　　　書　　　類 | ﾁｪｯｸ欄 | |
| 事業者 | 県 |
| 1 | ・　**事業計画の概要**を記載した書類（様式第１号の１～５） |  |  |
| 2 | ・　申請者が**法人**の場合は、**定款**又は**寄付行為の写し**（原本と相違無い旨記載し押印したもの）及び**履歴事項全部証明書（法人登記）**  ・　申請者が**個人**の場合は、**住民票**（本籍省略不可）及び**登記事項証明書**（登記されていないことの証明書(成年被後見人、被保佐人とする記録がないことの証明)） |  |  |
| 3 | ・　申請者（法人の場合は、**役員（監査役含む）、政令使用人及び役員に準じる支配力を有すると認められる者**(百分の五以上の株式を有する株主又は出資者、相談役、顧問等)を含む）が**法第１４条５項第２号イからヘまでに該当しない**旨を記載した書類（様式第２号）  ・　**相談役又は顧問の氏名及び住所**を記載した書類（様式第３号）  　　　※該当しない場合もその旨記載し提出すること。  ・　**百分の五以上の株主の氏名等**を記載した書類（様式第４号）  　　　※該当しない場合もその旨記載し提出すること。 |  |  |
| 4 | ・　申請者（法人の場合は、**役員（監査役含む）、政令使用人及び役員に準じる支配力を有すると認められる者**(百分の五以上の株式を有する株主又は出資者、相談役、顧問等)を含む）の**住民票**（本籍省略不可）及び**登記事項証明書**（登記されてないことの証明書）  ・　役員に準じる支配力を有すると認められる者が法人の場合は**登記事項証明書**（法人登記） |  |  |
| 5 | ・　法施行規則第１０条の５第１項第１号ロ(1)に掲げる「産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有する」ことを説明する書類：**（財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施している講習会「処分課程」の修了証の写し**　※原本を確認します。  　　※新規の場合は、新規講習会の修了証（申請日から５年以内に発行されたものに限る。）  　　※更新の場合は、更新講習会の修了証（更新日から２年以内に発行されたものに限る。）  　　　（ただし、新規申請にあたり、既に他の都道府県・政令市の許可を受けている場合は、更新講習会の修了証でも可） |  |  |
| 6 | ・　**処分後**の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の**処理方法**を記載した書類（様式第７号） |  |  |
| 7 | ・　法人の場合は、事業の開始に要する**資金**の総額及び資金の調達方法を記載した書類（様式第５号）  ・　個人の申請者は**資産**に関する調書（様式第６号） |  |  |
| 8 | ・　申請者が**法人**の場合は、申請する直前３年間の各事業年度の**貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに納税証明書[その１]**（法人税（国））  ・　申請者が**個人**の場合は、直前３年間の**納税証明書**（所得税（国）） |  |  |
| 9 | ・　処理施設、保管施設及び看板等の**写真**（カラー写真に限る） |  |  |
| 10 | ・　中間処理業で残さ物が生ずる場合は、**残さ物の処分方法**を記載した書類 |  |  |
| 11 | ・　中間処理施設、保管施設の**一覧表** |  |  |
| 12 | ・　事務所・事業場の付近の**見取図**（事務所等を中心に半径２㎞以内）（様式第８号） |  |  |
| 13 | ・　海洋投入処分業は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第１３条に規定する**廃棄物排出船の登録済証の写し**。また、海洋投入場の位置を明示した**位置図**。 |  |  |
| 14 | ・　事業の用に供する**施設（保管施設を含む）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、設計計算書**。最終処分場は、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面。 |  |  |
| 15 | ・　前１６号に掲げる処分施設（土地を含む）の**所有権又は使用権を証する書類**（土地の登記事項証明書＊１（全部事項証明書）、使用承諾書、貸借契約書＊２等）  　　＊１：地目が「田」「畑」となっているものに関しては、農地転用許可が確認できる書類を添付すること。  　　＊２：原本を確認します。 |  |  |
| 16 | ・　産業廃棄物処理施設を使用し処分業を行う者は、**技術管理者の資格を有する者の修了証の写し**　※原本を確認します。 |  |  |
| 17 | ・　申請者が他の県又は市の許可を受けている場合は、その**許可証の写し** |  |  |
| 18 | ・　変更又は更新許可の場合は、変更又は更新前の**許可証**を提出すること |  |  |

産業廃棄物処分業許可申請の手続き方法について

　　　　　　　（特別管理産業廃棄物を含む）

**１　許可申請手続きの窓口**

　　許可申請の受付窓口は、許可申請者の住所（法人で申請する場合は、法人の本社所在地、個人で申請する場合は、申請者の現住所）を管轄する保健所となります。

　　また、申請者の住所が熊本市内及び熊本県外にある法人又は個人の方は、熊本県環境生活部環境局循環社会推進課廃棄物指導班で申請を行ってください。

**２　許可申請書の提出部数**

　処分業（再生事業者登録を含む）の申請書は、３部【提出用（正、副）２部、申請者控え１部】です。

　なお、申請書類は添付書類一覧の順番で整理していただき、Ａ４サイズに型を整えて提出してください。

**３　許可申請に伴う添付書類**

　許可申請には、許可申請書のほかに「添付書類（別添の添付書類）」が必要となりますが、次に記載している書類は、関係公的機関が発行する書類を、又は自らが要件を証明した書類を「正」に原本を１部、「副」及び「申請者控え」にはその写しを添付してください。

（１）法務局、税務署、県及び市町村等の公的機関が発行する書類

　　　（発行日から3か月以内のものに限る。）

①法人の履歴事項全部証明書

②住民票の写し（本籍が省略されていないもの）

③登記事項証明書（法務局の「登記されていないことの証明書」）

④納税証明書（国（法人：法人税、個人：所得税））

　　⑤土地の登記簿謄本（全部事項証明書）

（２）申請者が証明する書類

①法人の定款又は寄付行為の写し

②申請者が法第１４条第５項第２号イからヘまでに該当しない旨を誓約する書面

（３）添付書類は「写し」を提出し、担当者から「原本照合」を受けなければならない書類

①（財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施している講習会の修了証

②貸借契約書及びその他必要な契約書

　　③（財）日本環境衛生センターが認定する技術管理士資格の認定証

**４　産業廃棄物処分業の許可申請にあたっては、次のことに特に注意してください**

（１）（財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施している講習会について

　処分業の許可を取得する場合（更新を含む）は、「法人では役員（監査役を含む）、個人では申請者本人」が、（財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施している講習会を、次のとおり受講していなければなりません。

　　①　新規許可申請の場合は、許可申請日から過去５年以内に発行された「新規講習会（処分課程）の修了証」が必要です。

　　　　※既に他の都道府県・政令市の許可を受けている場合は、更新講習会の修了証でも構いません。

　　②　更新許可申請では「許可期限の末日」から遡って２年以内に発行された「更新講習会（処分課程）の修了証」が必要です。

　　※講習会の受講者を変更される場合は、新たに新規許可講習会を受講してください。

（２）産業廃棄物処分業の許可申請について

　産業廃棄物処分業の許可申請を行おうとする者は、あらかじめ「熊本県産業廃棄物指導要綱等」に基づき、同要綱の各基準（構造、維持管理、立地及び許可基準）を遵守のうえ、同要綱の手続き（事前協議）を終了しなければなりません。また、施設の種類や能力によっては、産業廃棄物処理施設の設置許可申請が必要です。

　事前協議終了後又は施設の設置許可後に処分施設を建設し、（使用前）検査を通過した後に処分業の許可申請を行っていただきます。

**５　許可申請に伴う申請手数料**

　許可申請にあたっては、「（特別管理）産業廃棄物処分業（又は再生事業者登録）の申請に係る添付書類」が完備した後、許可申請の種類に応じた申請手数料を「熊本県収入証紙」で許可申請書の手数料欄に貼っていただきます。

＜手数料一覧表＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 許　　可　　申　　請　　の　　種　　類 | 手数料（金額） |
| １ | 産業廃棄物収集運搬業新規許可申請（法１４条第１項） | ８１，０００円 |
| ２ | 産業廃棄物収集運搬業更新許可申請（法１４条第１項） | ７３，０００円 |
| ３ | 産業廃棄物収集運搬業変更許可申請（法１４の２条第１項） | ７１，０００円 |
| ４ | **産業廃棄物処分業新規**許可申請（法１４条第４項） | １００，０００円 |
| ５ | **産業廃棄物処分業更新**許可申請（法１４条第４項） | ９４，０００円 |
| ６ | **産業廃棄物処分業変更**許可申請（法１４条の２第１項） | ９２，０００円 |
| ７ | 特別管理産業廃棄物収集運搬業新規許可申請（法１４条の４第１項） | ８１，０００円 |
| ８ | 特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可申請（法１４条の４第１項） | ７４，０００円 |
| ９ | 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請（法１４条の５第１項） | ７２，０００円 |
| １０ | **特別管理産業廃棄物処分業新規**許可申請（法１４条の４第１項） | １００，０００円 |
| １１ | **特別管理産業廃棄物処分業更新**許可申請（法１４条の４第１項） | ９５，０００円 |
| １２ | **特別管理産業廃棄物処分業変更**許可申請（法１４条の５第１項） | ９５，０００円 |
| １３ | **再生事業者新規登録申請**（法２０条の２） | ４０，０００円 |

**６　許可申請の受付及び相談窓口**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 許可申請の窓口 | 住　　　所 | 電話番号 | 申請者の範囲 |
|  | 熊本県環境生活部環境局  循環社会推進課 | 熊本市中央区水前寺  ６丁目１８番１号 |  | 熊本市内  熊本県外 |
| １ | 096-383-1111 |
|  |  |
|  |  | 玉名市岩崎  １００４－１ |  | 玉名市内 |
| ２ | 有明保健所 | 0968-72-2184 | 荒尾市内 |
|  |  |  | 玉名郡内 |
|  |  | 山鹿市山鹿  １０２６－３ |  | 山鹿市内 |
| ３ | 山鹿保健所 | 0968-44-4121 |
|  |  |  |
|  |  | 菊池市隈府  １２７２－１０ |  | 菊池市内  菊池郡内 |
| ４ | 菊池保健所 | 0968-25-4155 |
|  |  |  |
|  |  | 阿蘇市一の宮町宮地  ２４０２ |  | 阿蘇市内 |
| ５ | 阿蘇保健所 | 0967-24-9030 | 阿蘇郡内 |
|  |  |  | （旧蘇陽町は除く） |
|  |  | 上益城郡御船町辺田  見４００ |  | 上益城郡内  （旧蘇陽町を含む） |
| ６ | 御船保健所 | 096-282-0016 |
|  |  |  |
|  |  | 宇城市松橋町久具  ４００－１ |  | 宇土市内 |
| ７ | 宇城保健所 | 0964-32-1147 | 宇城市内 |
|  |  |  | 下益城郡内 |
|  |  | 八代市西片町  １６６０ |  | 八代市内  八代郡内 |
| ８ | 八代保健所 | 0965-32-6121 |
|  |  |  |
|  |  | 水俣市八幡町２丁目  ２－１３ |  | 水俣市内  芦北郡内 |
| ９ | 水俣保健所 | 0966-63-4104 |
|  |  |  |
|  |  | 人吉市西間下町86-1 |  | 人吉市内  球磨郡内 |
| １０ | 人吉保健所 | 0966-22-3108 |
|  |  |  |
|  |  | 天草市今釜新町  ３５３０ |  | 天草市内 |
| １１ | 天草保健所 | 0969-23-0299 | 上天草市内 |
|  |  |  | 天草郡内 |

様式第１号の１（法規則第１０条の４第２項第１号、第１０条の１６第２項関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業計画の概要を記載した書類  １．事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）  ２．処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分方法等 | | | | | |
|  | 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類 | 処分方法 | 処分量  （t/月又は  m3/月） | 備　　　　　考 | |
| 性状 | 予定排出事業場の名称及び所在地 |
| １ |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |
| 備考　取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類ごとに記載すること。記載欄が不足する場合は、同じ継続紙を作成し記載すること。 | | | | | |

様式第１号の２（法規則第１０条の４第２項第１号、第１０条の１６第２項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| ３．施設の概要 | |
| 処理施設の種類 |  |
| 設置場所 |  |
| 設置年月日 |  |
| 処理能力 |  |
| 産業廃棄物の種類 |  |
| 処理施設の処理方式及び設備の概要 |  |
| 環境保全設備の概要 |  |
| その他 | |

様式第１号の３（法規則第１０条の２第２項第１号、第１０条の１６第２項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| ４．最終処分場 | |
| 最終処分場の種類及び名称 |  |
| 設　置　場　所 |  |
| 設 置 年 月 日 |  |
| 最終処分場の規模等 |  |
| 埋立対象物の種類 |  |
| 構造及び設備の概要 |  |
| 放流水の水質等 |  |
| その他の環境保全対策 |  |

様式第１号の４（法規則第１０条の２第２項第１号、第１０条の１６第２項関係）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ５．処分業務の具体的計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）  （１）処分場搬入に際し講ずる措置  （２）処分業務を行う時間  （３）休業日  （４）組織体制  （５）従業員数 | | | | | | |
| 役　員 | 政令に定める使用人 | 事務員 | 作業員 | その他 | 技術管理者等資格者数 | 総　数 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| （６）その他 | | | | | | |

様式第１号の５（法規則第１０条の４第２項第１号、第１０条の１６第２項関係）

|  |
| --- |
| ６．環境保全措置の概要  （１）中間処理において講ずる措置  （２）保管施設において講ずる措置  （３）最終処分場において講ずる措置 |

様式第２号

　誓　約　書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第５項第２号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

　熊本県知事　木村　敬　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

〇廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

※第14条　（略）

　２～４　（略）

５　都道府県知事は、第１項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　（略）

二　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　第７条第５項第４号イからチまでのいずれかに該当する者

ロ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ハ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ　個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

へ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

※第７条　（略）

　　２～４　（略）

　　５　市町村長は、第１項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

　　一～三　（略）

　　四　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

　　　イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

　　　ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　　　ハ　禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

　　　ニ　この法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の３第７項及び第32条の11第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の２、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

　　　ホ　第７条の４第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項若しくは第14条の３の２第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項（これらの規定を第14条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第７条の４第１項第３号又は第14条の３の２第１項第３号（第14条の６において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第８条の５第６項及び第14条第５項第２号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

　　　へ　第７条の４若しくは第14条の３の２（第14条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第３項（第14条の２第３項及び第14条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの

　　　ト　へに規定する期間内に次条第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの

　　　チ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

　　　リ～ル　（略）様式第３号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 相談役又は顧問の氏名及び住所を記載した書類 | | |
| 役職名 | 氏　　　　　名 | 住　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 備　考　本表は、申請者が法人である場合において記入すること。  該当なき場合はその旨記載のうえ提出すること。 | | |

様式第４号

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 百分の五以上の株式を有する株主等の氏名、名称、住所及び株式の数等を記載した書類 | | | |
| 氏名（名称） | 住　　　　　　所 | | 株式の数又は  出資の金額 |
|  |  | |  |
|  |  | |  |
|  |  | |  |
|  |  | |  |
|  |  | |  |
|  |  | |  |
|  |  | |  |
|  |  | |  |
|  |  | |  |
|  |  | |  |
|  |  | |  |
|  |  | |  |
| 発行済み株式総数または出資額の総額 | |  | |
| 備考　本表は、申請者が法人である場合において、発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する額を出資している者について記入すること。  　　　総額も記載すること。 | | | |

様式第５号（法規則第１０条の４第２項第７号、第１０条の１６第２項関係）

事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　　　訳 | | 金　　　　額　（千円） |
| １ | 事業の開始に要する資金の総額 |  |
| ① | 土　　　地 |  |
| ② | 事　務　所 |  |
| ③ | 収集運搬車両 |  |
| ④ | 積替え保管施設 |  |
|  |  |  |
| ２  調  達  方  法 | 自　己　資　金 |  |
| 借　入　金 |  |
| （借入先名） |  |
|  |  |
| そ　の　他 |  |
| 増　　　資 |  |
|  |  |
| 備考 | | |

様式第６号（法規則第１０条の４第２項第７号、第１０条の１６第２項関係）

資産に関する調書（個人用）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資　産　に　関　す　る　調　書　　平成　　年　　月　　日現在 | | | |
| 資産の種別 | 内　　　　容 | 数　　　　　量 | 価格、金額（千円） |
| 現金預金 |  |  |  |
| 有価証券 |  |  |  |
| 未収入金 |  |  |  |
| 売掛金 |  |  |  |
| 受取手形 |  |  |  |
| 土　　地 |  |  |  |
| 建　　物 |  |  |  |
| 備　　品 |  |  |  |
| 車　　両 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
| 資　　　産　　　計 | | |  |
| 負債の種別 | 内　　　　容 | 数　　　　　量 | 価格、金額（千円） |
| 長期借入金 |  |  |  |
| 短期借入金 |  |  |  |
| 未　払　金 |  |  |  |
| 預　り　金 |  |  |  |
| 前　受　金 |  |  |  |
| 買　掛　金 |  |  |  |
| 支払手形 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
| 負　　　債　　 計 | | |  |

様式第７号（第１０条の４第２項第４号、第１０条の１６第２項関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類 | | |
| 処分後の産業廃棄物の種類 |  | |
| 発　　生　　量  (t/月又はm3/月) |  | |
| 処　理　方　法 | 自　己　処　理 | 処分場所 |
| 委　託　処　理 | 業者名 |
| 所在地 |
| （該当する処理方法に○をつけること）  　埋立処分　　海洋投入処分　　中間処理　　売却   * 中間処理、売却の場合は、その具体的な方法 | |
| 備考 | | |

様式第８号

事務所・事業場の付近の見取図

|  |
| --- |
| ＊半径２km程度の見取図を記入してください。 |